

発達障害児の早期発見・早期支援の取組について

令和5年1月13日

青森県健康福祉部障害福祉課

1. 取組に至った経緯（令和3年度の取組）
2. **早期発見**に係る令和4年度の取組及び令和5年度
の取組の方向性
3. **早期支援**に係る令和4年度の取組及び令和5年
度の取組の方向性

1. 取組に至った経緯（令和3年度の取組）

2. 早期発見に係る令和4年度の取組及び令和5年度の取組の方向性

3. 早期支援に係る令和4年度の取組及び令和5年度の取組の方向性

発達障害の早期発見・早期支援について

早期発見	早期支援
<p data-bbox="54 201 316 232">発達障害者支援法</p> <p data-bbox="54 251 593 282">第5条 児童の発達障害の早期発見等</p> <p data-bbox="54 297 790 444">1 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。</p> <p data-bbox="54 486 790 634">5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。</p> <p data-bbox="54 751 790 825">【総務省】発達障害者支援に関する行政評価・監視に基づく勧告（H29.1）</p> <p data-bbox="54 868 790 1090">乳幼児健診において、発達障害が疑われる児童の発見割合が極端に低く、発見漏れの可能性が高い例がある。 →厚生労働省は、市町村の取組実態を把握し、発達障害が疑われる児童の早期発見に資する有効な措置を講じること</p>	<p data-bbox="821 201 1083 232">発達障害者支援法</p> <p data-bbox="821 251 1182 282">第6条 早期の発達支援</p> <p data-bbox="821 297 1893 405">1 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。</p> <p data-bbox="821 411 1893 519">3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。</p> <p data-bbox="821 562 1379 594">第13条 発達障害者の家族等への支援</p> <p data-bbox="821 599 1893 788">都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="821 879 1893 953">障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正令和2年厚生労働省告示第123号）</p> <p data-bbox="821 996 1257 1028">3 発達障害者等に対する支援</p> <p data-bbox="821 1033 1893 1256">(二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保 発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。</p>

令和3年度青森県発達障害児者支援に関する市町村基礎調査の結果

調査概要

令和3年度青森県発達障害者支援地域協議会資料抜粋

<目的>

- 市町村における支援体制の現状（市町村の役割（早期発見、早期支援、家族支援の取組等）等を把握し、今後の支援体制整備の検討に活用する。
- 国庫補助金の活用アプローチについて検討するための材料とする。

<調査方法> 質問紙

<調査対象> 県内40市町村（障害福祉担当課及び母子保健担当課）

<調査日> 令和3年6~7月

<回収率> 100%

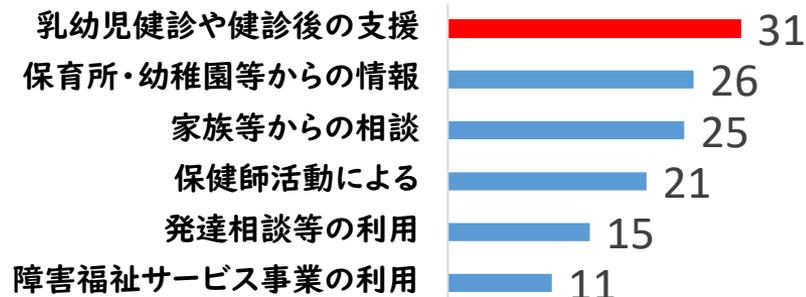
調査結果

発達障害児の把握数

※可能性のある児を含む※乳幼児※R2末現在

	乳幼児
把握人数	1,039人
うち医師から発達障害の診断を受けた人数	313人
※未回答自治体	3自治体

発達障害児の把握方法



【参考】発達障害児の割合

乳幼児把握数割合 2.1%

※1,039人/48,510人 R2国勢調査（1~6歳の人口数）

自閉・情緒学級児童割合 2.2%

※自閉・情緒学級児童数1,219人、小学校在籍者数+特別支援学校小学部在籍者数56,273人 R2県教育データブック

自閉・情緒学級+通級学級児童割合 1.2%

※通級学級児童数667人はR1調査（言語、自閉、情緒、学習、注意欠陥多動の総数）

自閉・情緒学級+通級学級+知障児童割合 2.0%

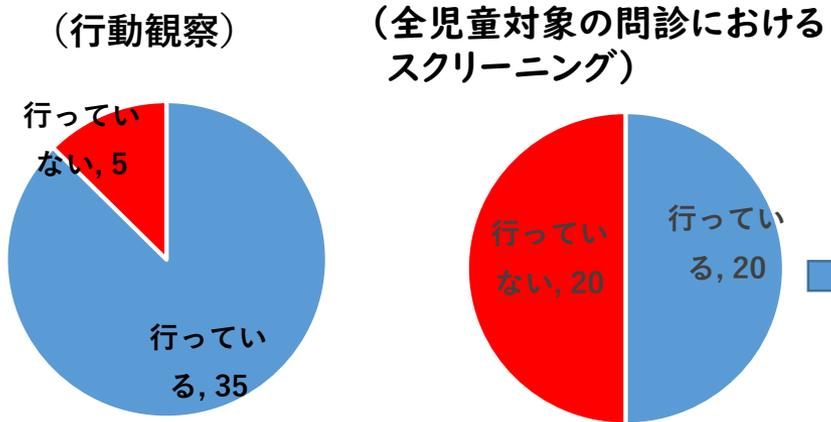
※知障数1,118人はR2県教育データブック特別支援学級と特別支援学校の総数

0.0% 1.0% 2.0% 3.0% 4.0% 5.0% 6.0%

青森県発達障害児者支援に関する市町村基礎調査の結果（概要）

令和3年度青森県発達障害者支援地域協議会資料抜粋

3歳児健診における発達障害のスクリーニング



	3歳
日本語版M-CHAT※別紙として使用	0
M-CHATの全項目を問診票に入れている	0
M-CHATの重要10項目を問診票に入れている	0
M-CHATの数項目を問診票に入れている	5
PARS※別紙として使用	1
PARSの数項目を問診票に入れている	8
その他の専門の質問紙 ※別紙または問診票に入れている	9

重複回答有

- ・児相・市町村等合同で作成したチェックリスト
- ・中川信子「健診とことばの相談」に記載された問診項目
- ・自閉傾向チェックリスト
- ・SDQ（子どもの強さと困難さアンケート）等

早期支援（家族支援）の取組状況

（ペアレントトレーニング実施状況）

	A:幼児期の 児の保護者 等対象	B:学齢期の児 の保護者等対 象	A,B以外を対象
実施している	2市町村	0	2市町村
実施していない	37市町村	39市町村	37市町村
実施を検討中	1市町村	1市町村	1市町村

（ペアレントプログラム実施状況）

	A:幼児期の 児の保護者 等対象	B:学齢期の児 の保護者等対 象	A,B以外を対象
実施している	1市町村	0	0市町村
実施していない	38市町村	39市町村	39市町村
実施を検討中	1市町村	1市町村	1市町村

県

発達障害者支援センター

R4.1.19

県発達障害者支援地域協議会
 ・調査結果の公表
 ・調査結果を踏まえた対応の方向性について意見聴取

～R4.3

市町村へ説明
 ・調査結果の報告
 ・県の取組の方向性を伝達

令和4年度事業の整理

早期発見

早期支援 市町村や保育園等支援機関の支援（間接支援）を目指す

令和4年度

・乳幼児健診における発達障害アセスメントツール導入の検討

○アセスメントツール検討会の実施
 メンバー：有識者、児相、市町村、発達障害者支援センター、県障害福祉課（事務局）

○アセスメントツール説明会及び導入依頼
 ・対象：市町村母子保健担当
 ・内容：ツール導入の趣旨、アセスメントの使い方、健診の流れ、保護者への説明
 ※県こどもみらい課と連携

・市町村における早期支援の体制整備

・初診待機解消モデル事業の連携医療機関の増加
 ・初診待機解消モデル事業の好事例を発信
 ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の医師受講者数の増加
 ・ガイドブックの活用を市町村に波及

・保健師における発達障害のスキルアップ

・発達の偏り、発達の偏りのある子や家族への支援に関する研修会の実施

・保育園に対する支援の強化

・保育園巡回相談による保育士支援（集団の中でその子らしく生活するための視点や対応の伝授）
 ・未就学児支援関係機関に対する支援力向上研修の実施

・家族支援の運営に関する支援

・支援者養成を兼ねたペアレントプログラムの実施
 ・ペアレントメンターによる傾聴事業の継続と展開
 ・家族向けSTによる「ことばの育み」勉強会の開催

・実施市町村に対する国庫補助の情報提供

○市町村障害福祉及び母子保健担当に情報提供

令和6年度

市町村調査実施（取組後の効果測定）

1. 取組に至った経緯（令和3年度の取組）
2. **早期発見**に係る令和4年度の取組及び令和5年度の取組の方向性
3. 早期支援に係る令和4年度の取組及び令和5年度の取組の方向性

健診の状況

母子保健法（法定健診）

学校保健安全法（法定健診）

3～4か月健診

9～10か月健診

1歳6か月児健診

2歳児健診

3歳児健診

5歳児健診

就学前健診

97%

72%

100%

25%

100%

12%

100%

健診実施状況H27厚労省調査

健診内容
（母子保健法施行規則）

- ・身体発育状況
- ・栄養状態
- ・脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ・皮膚の疾病の有無
- ・歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ・四肢運動障害の有無
- ・精神発達の状況
- ・言語障害の有無
- ・予防接種の状況
- ・育児上問題となる事項
- ・その他の疾病及び異常の有無

- ・身体発育状況
- ・栄養状態
- ・脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ・皮膚の疾病の有無
- ・眼の疾病及び異常の有無
- ・耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ・歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ・四肢運動障害の有無
- ・精神発達の状況
- ・言語障害の有無
- ・予防接種の状況
- ・育児上問題となる事項
- ・その他の疾病及び異常の有無

「精神発達の状況」や「言語障害の有無」等発達障害に関連する項目があるものの、「発達障害の有無」についての記載はない→厚労省が示す問診票（例）に発達障害の項目が含まれていない。

支援法
発達障害者

第5条 児童の発達障害の早期発見等

1 **市町村は**、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

◀ それぞれの障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れ
を伴うことも
あります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、
全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※このほか、トゥレット症候群や吃音（症）なども
発達障害に含まれます。

発達障害の早期発見に係る経過

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）

第5条 児童の発達障害の早期発見等

- 1 **市町村は**、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、**発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。**
- 5 **都道府県は**、市町村の求めに応じ、**児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言**その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

国の対応 厚生労働省は、広汎性発達障害を早期に発見するためのツールとして、**M-CHAT** や**PARS**の活用を勧めている。

	M-CHAT	PARS
目的	自閉症スペクトラムの スクリーニング ツール	自閉症スペクトラムに焦点を当てて作成された 評価尺度
対象年齢	18か月～36か月までの児童 【1.6歳児健診】	3歳児の児童等 【3歳児健診】
項目	23項目	34項目（簡易版は12項目）
方法	質問紙（養育者が記入）→面接で確認 30分程度	養育者に対する インタビュー 聞き手は自閉症スペクトラムの基本的知識を有する 専門家 30分程度
使用料	無料	有料

【総務省】発達障害者支援に関する行政評価・監視に基づく勧告（平成29年1月）

- ・乳幼児健診等におけるM-CHATやPARSの活用は低調で普及が進んでいない。
 - ・乳幼児健診において、発達障害が疑われる児童の発見割合が極端に低く、発見漏れの可能性が高い例がある。
 - ・乳幼児健診の場を発達障害が疑われる児童のスクリーニングの場として十分機能させる必要がある。
- 厚生労働省は、**市町村の取組実態を把握し、発達障害が疑われる児童の早期発見に資する有効な措置を講じること**

国の対応

- 勧告を受けて県（保育・教育担当）に対して対応の強化等を通知（事務連絡）
- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の拡充
 - 【市町村事業（任意）】保育園や健診等巡回支援専門員整備
 - 【都道府県事業（任意）】発達障害者支援体制整備（M-CHATやPARS等ツール導入など市町村支援体制整備への助言、ツール導入研修等実施）
- 「乳幼児健康診査における発達障害の早期発見・早期支援のための取組事例に関する調査研究報告書」（H31.3）を取りまとめ、自治体の好事例を発信し、早期発見・早期支援の取組を推進
 - ※好事例「佐賀県」：市町の健診でスクリーニングを実施するにあたり、県が専門家の監修のもと発達障害問診票を作成。

厚労省が勧める乳幼児健康診査の流れ（発達障害部分）及び青森県の取組の方向性

1歳半健診の流れ（厚労省推奨）

問診票事前送付
保護者記入

問診・観察・診察

M-CHATで保護者記入による
第1段階スクリーニング

導入市町村数：2

判定

発達障害の疑いのある児童の抽出

保護者の同意

保健指導（個別指導・集団指導）

対象：発達障害の疑いのある児童
対応職種：保健師、心理、PT等
内容：細かなアセスメント（発達検査等）の実施

カンファレンス

（今後の支援の検討）

保護者の同意

（健診1~2か月後）

M-CHATで電話（訪問）による第2段階スクリーニング

↓
疑いがある場合
（2歳以降）面接及び
発達検査

↓
（～3歳）診断

- ・精密健康診査（診断）
- ・他機関紹介
- ・保育園巡回指導
- ・遊びのひろば（市町村等事業）
- ・定期訪問等

3歳児健診の流れ（厚労省推奨）

問診票事前送付
保護者記入

問診・観察・診察

判定

発達障害の疑いのある児童の抽出

保護者の同意

保健指導（個別指導・集団指導）

対象：発達障害の疑いのある児童
対応職種：保健師、心理、PT等
内容：細かなアセスメントの実施
アセスメントの一環として

PARSを実施

導入市町村数：1

カンファレンス

（今後の支援の検討）

保護者の同意

フォローアップ

- ・精密健康診査（診断）
- ・他機関紹介
- ・保育園巡回指導
- ・遊びのひろば（市町村等事業）
- ・定期訪問 等

県の取組の方向性

<課題>

- ・「発達障害の疑い」を抽出する方法が市町村によってまちまち。
- ・「疑わしい」の明確な基準がなく見逃している。保護者への説明も難しく保健指導の同意も得られにくい。
- ・現在使っている質問紙が古い。
- ・市町村は、県内共通のアセスメントツールの導入を希望している。

3歳児健診時の発達障害アセスメントツール（スクリーニングシート）を作成し、問診に導入。発達障害の疑いのある児童を抽出する。

- ①問診と合わせてチェックシートを事前送付し保護者がチェックする
- ②チェックシートを集計し、集計結果に基づき判定を行い、保護者に説明する。

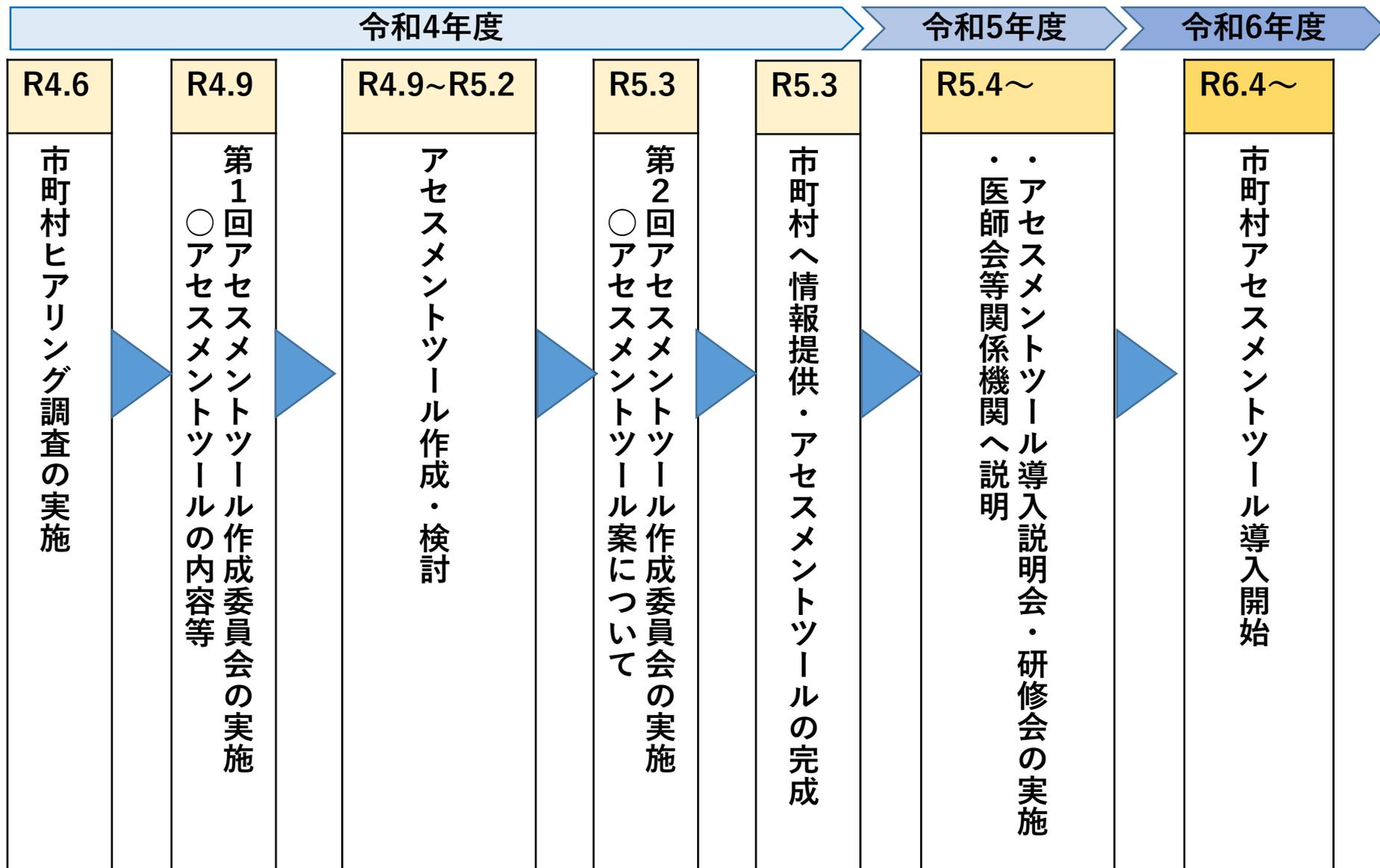
<期待できること>

- ・保健師の経験則によらず抽出できる。
- ・「疑わしい」と判断する根拠を明確にでき、保護者への説明がしやすい
- ・県内統一により、県内移動があっても児童の評価やフォローの引継ぎがしやすい
- ・支援者の発達障害の理解が深まる

※R4.10厚生労働省障害福祉課に確認

「国が推奨するPARSの使い方は、発達障害の疑いのある児童に対して行う二次問診のイメージ。「疑わしい」をどう抽出するかについては、各地域の実情に合わせてアセスメントツールを作るのは理想的であり取り組んでいただきたい

発達障害児の早期発見の取組の方向性



令和4年度

令和5年度

令和6年度

R4.6

市町村ヒアリング調査の実施

R4.9

第1回アセスメントツール作成委員会の実施
○アセスメントツールの内容等

R4.9~R5.2

アセスメントツール作成・検討

R5.3

第2回アセスメントツール作成委員会の実施
○アセスメントツール案について

R5.3

市町村へ情報提供・アセスメントツールの完成

R5.4~

・アセスメントツール導入説明会・研修会の実施
・医師会等関係機関へ説明

R6.4~

市町村アセスメントツール導入開始

3歳児健康診査における発達障害の早期発見に係る取組 市町村ヒアリング調査の概要

調査目的	3歳児健康診査における発達障害の早期発見の取組を把握し、アセスメントツール作成の基礎資料とする。
ヒアリング調査実施日	令和4年6月20日、22日
ヒアリング対象市町村	11市町村（5市、4町、2村） 青森市、弘前市、八戸市、つがる市、十和田市、外ヶ浜町、中泊町、東北町、田子町、西目屋村、佐井村
ヒアリング方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 事前に取り組状況について調査票を提出 ② 調査票を踏まえてオンライン等によるヒアリングを実施 ③ 1自治体に対し、30~50分程度
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ① スクリーニングの方法・内容 ② 保護者の理解 ③ 現在の3歳児健康診査の対応状況 (1回の健診で対応する子どもの数、保健師の数、総時間数) ④ 他機関との連携 ⑤ 早期発見後の課題・要望等

3歳児健康診査における発達障害の早期発見に係る取組 市町村ヒアリング調査の結果

調査項目	現状・課題	方向性
スクリーニングについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「広汎性発達障害チェックシート検討会」で作成したチェックシートを活用しているが、作成日が古い。 ・発達障害の疑いの判断は、保健師の経験知が左右されることもある。 ・保健師の主観に左右されない県共通のシートであれば判断・説明がしやすい。 ・スクリーニング等の明確な基準がないため、見逃しているケースや就学後に発達障害の疑いであることが分かるケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県共通のアセスメントシートを作成し、発達障害のスクリーニングを行う。
保護者の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に説明し、同意が得られれば、心理（発達）相談や精健につながる仕組みとなっている。 ・保護者の理解が得られなければフォローにつながらない。保護者の発達障害に対する理解が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の理解が得られるよう、保護者に対するアセスメントシートの説明の仕方、結果の伝え方、助言の仕方等を保健師が習得できるようにする。
現在の3歳児健康診査の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の健診で対応する保健師1人当たりの対応児童数0.8人～4.4人と市町村間で幅がある。 ・発達障害以外の他の精査もあり、健診時間に限りがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな市部でも対応できるような質問項目数（1ペーパーにおさまる程度）とする。
他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・健診は各地区医師会の協力のもとに実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート導入前に医師会へ説明を要する。
健診実施後の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・精健受診票を発行したくても対応可能な医療機関が乏しい ・早期発見後の療育機関等の質・量の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の継続 ・初診待機解消モデル事業の継続 ・療育機関を対象とした研修等による質の向上の検討

令和4年度

令和5年度

令和6年度

R4.6

市町村ヒアリング調査の実施

R4.9

第1回アセスメントツール作成委員会の実施
○アセスメントツールの内容等

R4.9~R5.2

アセスメントツール作成・検討

R5.3

第2回アセスメントツール作成委員会の実施
○アセスメントツール案について

R5.3

市町村へ情報提供・アセスメントツールの完成

R5.4~

・アセスメントツール導入説明会・研修会の実施
・医師会等関係機関へ説明
・導入の可否を確認

R6.4~

・市町村アセスメントツール導入開始
・市町村調査（導入の状況等）

青森県発達障害アセスメントツール作成委員会

No.	委員名	所属	職名
1	斉藤 まなぶ	国立大学法人弘前大学大学院保健学研究科医学部心理支援科学科	教授
2	大里 絢子	国立大学法人弘前大学大学院医学研究科神経精神医学講座	助教
3	町田 徳子	青森県発達障害者支援センターステップ	センター長
4	分枝 篤史	青森県発達障害者支援センターDoors	センター長
5	下山 貴容子	青森県発達障害者支援センターわかば	センター長
6	工藤 梓	青森県健康福祉部こどもみらい課家庭支援グループ	主査（保健師）
7	築田 陽子	青森県健康福祉部障害福祉課社会参加推進グループ	総括主幹
8	石田 大地	東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室（青森県中央児童相談所）	心理判定課長
9	増尾 菜々子	青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ	保健師
10	三上 佳恵	弘前市 健康増進課	主査（保健師）
11	堀野 佳子	八戸市保健所 すくすく親子健康課	保健師
12	古川 三枝子	中泊町 町民課	保健師
13	森田 紅実子	東北町 保健衛生課	総括保健師
14	松谷 統子	佐井村 福祉健康課	副参事（保健師）

事務局

No.	氏名	所属	職名
1	岩谷 玲子	青森県健康福祉部障害福祉課社会参加推進グループ	主幹

目的

発達障害の早期発見・早期支援に向けて、3歳児健康診査で活用する発達障害に係るアセスメントツールの作成について検討を行う

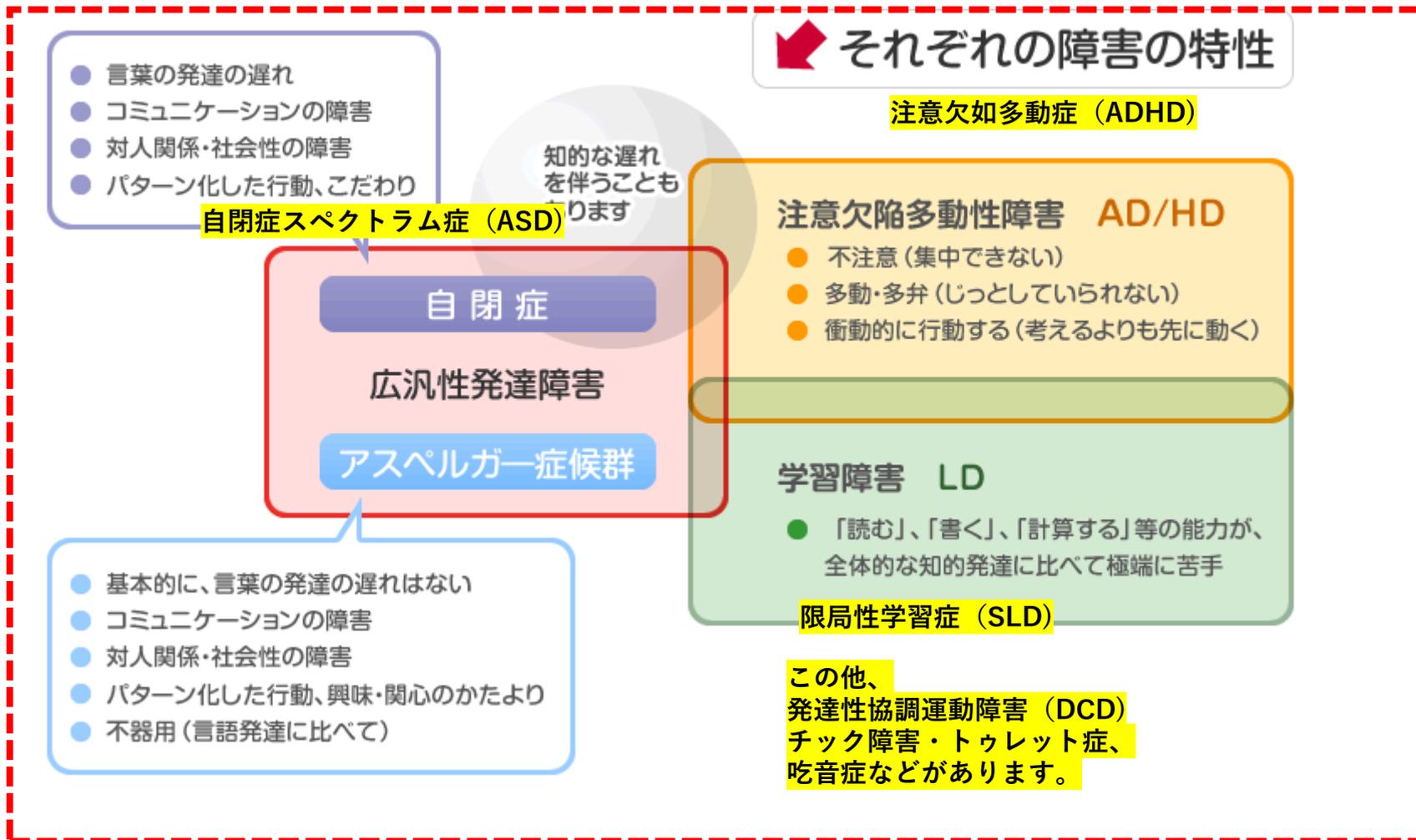
第1回検討会の開催

- 開催日：R4.9.22
- 内容
 - アセスメントツールの考え方（アセスメントツールで評価する発達障害の範囲）
 - アセスメントツールの内容等

作成するアセスメントツールの評価対象の整理

発達障害の定義

アセスメントツールの評価対象



出典：政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/index.html>

R48.22齊藤まなぶ氏「青森県子どもの発達支援ガイドブック活用研修会」資料

アセスメントツールの内容

- 1 対象
3歳児健康診査対象児童
- 2 評価方法
保護者による記入
- 3 アセスメントツールの内容（評価項目）

（1）社会性・コミュニケーション関係

- ・ 自閉症スペクトラム症部分
- ・ 知的な遅れ部分
- ・ 注意欠如多動症部分



弘前大学で開発した新尺度14項目
（SRS-2、SDQがベース）の導入を
検討

齊藤まなぶ他「乳幼児健診での言語に関わる障害の早期発見尺度の検証、依存症の調査研究」厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）分担研究報告書

（2）顕在化しにくい発達障害関係

- ・ 吃音
- ・ チック症
- ・ 不器用
- ・ 読み書き障害



「CLASP : Check List of obscure disabilities in Preschoolers」の項目をベースとし導入を検討

厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業
「吃音、チック症、読み書き障害、不器用の特性に気づく「チェックリスト」活用マニュアル

アセスメントツールの評価項目

(1) 社会性・コミュニケーション関係 (自閉症スペクトラム症、知的な遅れ、注意欠如多動症)

出典： 齊藤まなぶ他「乳幼児健診での言語に関わる障害の早期発見尺度の検証、依存症の調査研究」厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）分担研究報告書

以下の質問について、過去6か月のお子さんの行動に、どれくらい当てはまりますか？最も近い選択肢を選んで□にチェックを入れてください。	いつも ほとんど	たいてい	ときどき	あてはま らない
1. 仲の良い友だちが少なくとも一人はいる				
2. すぐに気が散りやすく、注意を集中できない				
3. 自分の話す声が大きすぎることや、自分がうるさい音を立てていることに気づく				
4. 同年代の子どもと同じようには、ものごと同士の相互関係を分かっていない				
5. 同年代の友だちとの交互の会話で、反応が遅かったり、的外れな返答をする				
6. 視線を合わせることを避けたり、アイコンタクトが不自然である				
7. 他人の動きをまねできる				
8. 悲しんでいる人がいると慰める				
9. はっきりとわかりやすく尋ねても、意図が伝わっていないような反応をする				
10. 促されないと集団行動に参加しない				
11. 人前では緊張しすぎる				
12. 他の子どもよりも、いつもの日課や決まった手順を変えるのが難しい				
13. 同じことを繰り返し繰り返し考えたり話したりする				
14. 興味関心の範囲が限定されているか、かなり狭い				

内容が難しい質問項目は例示等
応えやすいように工夫する

(2) 顕在化しにくい発達障害部分 (吃音、チック症、不器用、読み書き障害)

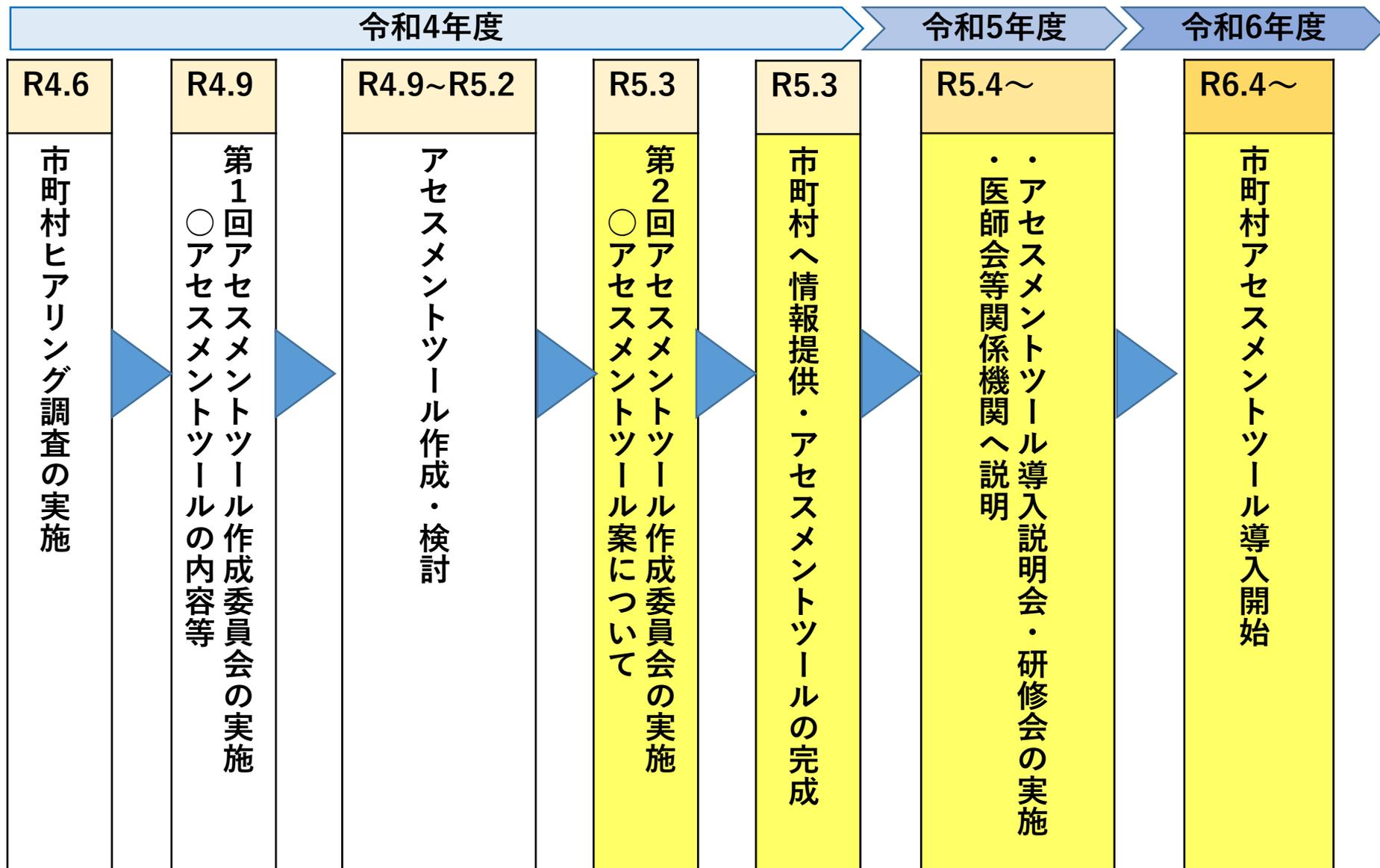
「CLASP : Check List of obscure disabilities in Preschoolers」

出典：齊藤まなぶ他「顕在化しにくい発達障害の特性を早期に抽出するアセスメントツールの開発及び普及に関する研究」厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書

もっともあてはまる欄に☑チェックしてください		全くない	ごくまれにある	時々ある	しばしばある	常に
話し方	1 初めの音やことばの一部を、何回か繰り返す (例:「ぼ・ぼ・ぼ・ぼが」、「おか・おか・おかあさん」など)	<input type="checkbox"/>				
	2 初めの音をひきのぼす (例「ぼ——くがね」)	<input type="checkbox"/>				
	3 言いたいことがあるのに、最初のことばが出づらく、力を込めて話す (時に顔をゆがめることもある)	<input type="checkbox"/>				
	4 1～3の話し方の様子が、変動はみられるが、1年以上継続している	<input type="checkbox"/>	←なし / 1年以上→		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
くせ	5 1年前から現在までに、顔面や頭部の繰り返す動きのくせ (例:まばたき、顔をしかめるなど)	<input type="checkbox"/>				
	6 1年前から現在までに、首、肩または胴体の繰り返す動きのくせ (例:首を振る、肩をすくめるなど)	<input type="checkbox"/>				
	7 1年前から現在までに、腕、手、脚または足の繰り返す動きのくせ (例:繰り返す何かを触る、飛び跳ねるなど)	<input type="checkbox"/>				
	8 1年前から現在までに、音の繰り返しのくせ (例:コンコン咳をする、咳払いなど)	<input type="checkbox"/>				
	9 1年前から現在までに、声の繰り返しのくせ (例:ハミングのようにフンフン言う、甲高い声など)	<input type="checkbox"/>				
読み書き	10 文字を読むことに関心がない (例:絵本の絵を見るだけで、文字を読もうとしたり、何と書いてあるか尋ねない)	<input type="checkbox"/>				
	11 単語の発音を正確に言えないことがある (例:「いす⇒いしゅ」という幼稚な発音ではなく、「エレベーター⇒エペレーター」「クリスマス⇒クスリマス、クスリマス」のように、音の順番の変化、音の数の増減など)	<input type="checkbox"/>				
	12 自分の名前や、ことばを言いながら、一音一音ずつ移動する、あるいはコマを動かす遊びが出来ない (例:“ぐりこ”の遊びなど)	<input type="checkbox"/>				
	13 歌の歌詞を覚えることに苦労をする (歌詞を理解する/しなやかに聞かず)	<input type="checkbox"/>				
	14 文字や文字らしきものを書きたがらない、書くことに関心がない	<input type="checkbox"/>				
運動	15 他の子と比べて、走り方がぎこちない、あるいは不自然である (例:膝が伸びきっていたり、手足が運動せずにはばらばらになるなど)	<input type="checkbox"/>				
	16 スムーズに遊びを進めたりできない (例:ジャングルジムや縄跳び、鉄棒、平均台を使った遊びなど)	<input type="checkbox"/>				
	17 絵などを描くときに、何を描くかは思いついているのに、描く動作(手の動きなど)がスムーズでなく、時間がかかる (描くものを考えていたり、分からなくて時間がかかる場合は除く)	<input type="checkbox"/>				
	18 お絵かきや塗り絵の時に、何を描いたか大人に伝わらない (独創的なという意味ではなく、“ぐちゃぐちゃ”で伝わらない)	<input type="checkbox"/>				
	19 長い時間座るときに、疲れやすく、姿勢が崩れたり、椅子からずり落ちたりする (体幹が弱く、身体がぐにゃぐにゃとなるなど。但し、集中が続き、難解する場合などは除く。)	<input type="checkbox"/>				

3歳児健診で活用できる項目の検討・表現の見直し等を行う

発達障害児の早期支援に係る今後のスケジュール



1. 取組に至った経緯（令和3年度の取組）
2. 早期発見に係る令和4年度の取組及び令和5年度の取組の方向性
3. **早期支援**に係る令和4年度の取組及び令和5年度の取組の方向性

早期支援に係る令和4年度の取組及び令和5年度の取組の方向性

令和4年度

令和5年度

県

○子どもの発達支援ガイドブックの普及

○早期支援に係る取組の評価
・子どもの発達支援ガイドブックの活用状況
・市町村等における家族支援の取組状況

等

発達障害者支援センター

○市町村における早期支援の体制整備
○保健師における発達障害のスキルアップ
○保育園に対する支援の強化
○家族支援の運営に関する支援

○市町村における早期支援の体制整備
○保健師における発達障害のスキルアップ
○保育園に対する支援の強化
○家族支援の運営に関する支援
○子どもの発達支援ガイドブックの普及
○早期支援に係る取組の評価

令和4年度

令和5年度

県

○子どもの発達支援ガイドブックの普及

○早期支援に係る取組の評価
・子どもの発達支援ガイドブックの活用状況
・市町村等における家族支援の取組状況

等

発達障害者支援センター

○市町村における早期支援の体制整備
○保健師における発達障害のスキルアップ
○保育園に対する支援の強化
○家族支援の運営に関する支援

○市町村における早期支援の体制整備
○保健師における発達障害のスキルアップ
○保育園に対する支援の強化
○家族支援の運営に関する支援
○子どもの発達支援ガイドブックの普及
○早期支援に係る取組の評価

青森県子どもの発達支援ガイドブックの趣旨



- 発達障害などが心配される子どもについては、早い段階から、かつ日常的に個々の特性に合わせた適切な支援が必要
- 県では、主に乳幼児期の発達に関わる保育支援者等を対象に本ガイドブックを令和4年3月に発行
- 本ガイドブックは、医療、保健、教育、福祉、保育、当事者団体等多分野で構成される編集委員会から意見聴取の上、弘前大学と県が監修のもと、青森県発達障害者支援センター「ステップ」が作成

子どもの発達支援ガイドブックの普及啓発

1 子どもの発達支援ガイドブックの戦略的周知

(1) 弘前大学と県による同日付マスコミ公表

- 令和4年3月29日に弘前大学及び県が報道機関にプレリリース
- 同日付で弘前大学、ステップ、県ホームページでガイドブックを掲載（無料ダウンロード可）

(2) ガイドブックの配付

県内市町村、教育委員会、保育所、児童発達支援、障害児相談支援事業所等関係機関に1500部送付

(3) ガイドブック周知の広報活動

- 教育庁学校教育課のサポートにより市町村教育委員会教育長会議でガイドブックの活用について説明。
- 子ども食堂等の子育て支援に関わる支援者向け研修会でガイドブックの活用について説明。

○3月29日東奥日報、陸奥新報朝刊に掲載



○青森県発達障害ページホームページ月別閲覧数



令和4年度

令和5年度

県 ○子どもの発達支援ガイドブックの普及

○早期支援に係る取組の評価
・子どもの発達支援ガイドブックの活用状況
・市町村等における家族支援の取組状況

等

発達障害者支援センター
○市町村における早期支援の体制整備
○保健師における発達障害のスキルアップ
○保育園に対する支援の強化
○家族支援の運営に関する支援

○市町村における早期支援の体制整備
○保健師における発達障害のスキルアップ
○保育園に対する支援の強化
○家族支援の運営に関する支援
○子どもの発達支援ガイドブックの普及
○早期支援に係る取組の評価

早期支援に係る令和4年度の取組状況

早期支援の取組	令和4年度の取組	センター名
市町村における早期支援の体制整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 初診待機解消モデル事業 連携医療機関の増加に努め、健診後、早期支援につながりやすいよう体制を整備した。 2. 「発達支援ガイドブック」の活用の波及 外部からの講師依頼時など、本ガイドブックを使って研修会を行っている。 3. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修会 県内小児科医・児童精神科医・内科医と協働しながら、本研修会を2月に実施予定。 	ステップ
保健師における発達障害のスキルアップ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 連絡協議会を開催 参加者を保健師メインとし、各地域の発達障害の早期発見・早期支援の取組状況について意見交換を行った。（ステップ） 保健師を対象に各地域の実状及び子どもの発達支援ガイドブック活用状況についての意見交換を3月に開催予定。（Doors） 	ステップ Doors
	<ol style="list-style-type: none"> 2. スキルアップ研修会の開催 保健師を対象に実際の健診現場等で発達の道筋やソーシャルワーク等の視点を取り入れた見立てを学び、現場で実践できる人材育成を目的とした研修会を実施した。 	Doors
保育園等に対する支援の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 巡回相談の実施 小中学校や保育園等を対象に、発達障害の疑いのある児童への見立てやかかわり方について助言やケースカンファレンスを行った。 	ステップ わかば Doors
	<ol style="list-style-type: none"> 2. 研修会の開催 保育園等、未就学児支援機関からの研修会講師依頼を積極的に受け対応した（ステップ）発達障害児者スキルアップ基礎研修を開催した（わかば） 	ステップ わかば
	<ol style="list-style-type: none"> 3. 初診待機解消モデル事業 保護者同意のもと、対象児が在籍している園に対し、心理アセスメント結果説明及び対応について助言指導を行った。 	ステップ

早期支援に係る令和4年度の取組状況

早期支援の取組	令和4年度の取組	センター名
家族支援の運営に関する支援	<p>1. ペアレントメンター養成講座及びフォローアップ講座の実施 上記事業に参加できなかったペアレントメンターに対して、茶話会の実施、個別面談を実施。その他、青森地区ペアレントメンターを対象とした「ペアレントメンター懇談会」を新規計画した。</p> <p>2. ペアレントメンターによる傾聴事業の実施 利用しやすいように、今年度より電話及びオンラインでの形態を追加した。</p> <p>3. 家族向け勉強会を開催 下北地域・東青地域を対象に2回実施。</p> <p>4. CAREプログラム研修会 支援者養成を目的とした研修会を開催予定（2月23日）</p> <p>5. 初診待機解消モデル事業 本事業利用保護者を対象とし、ペアレント・プログラム事業、言葉の発達に関する勉強会・茶話会等を企画した。</p>	ステップ
	<p>6. ペアレント・プログラムの開催 支援者養成を兼ねたペアレントプログラムを2回実施した。（ステップ） 支援者養成を兼ねたペアレントプログラムを田舎館村・鱒ヶ沢町で実施した。（わかば）</p>	ステップわかば
	<p>7. 十和田市、七戸町への支援 行政主催の個別相談会にて子どもの発達や子育てに不安を抱える保護者の面談を実施（12月まで7件）</p>	Doors
	<p>8. ピアサポート事業の開催 発達障害をもつ児童のきょうだいを対象としたつどいの場を企画した。</p>	わかば

令和4年度

令和5年度

県

○子どもの発達支援ガイドブックの普及

○早期支援に係る取組の評価
・子どもの発達支援ガイドブックの活用状況
・市町村等における家族支援の取組状況

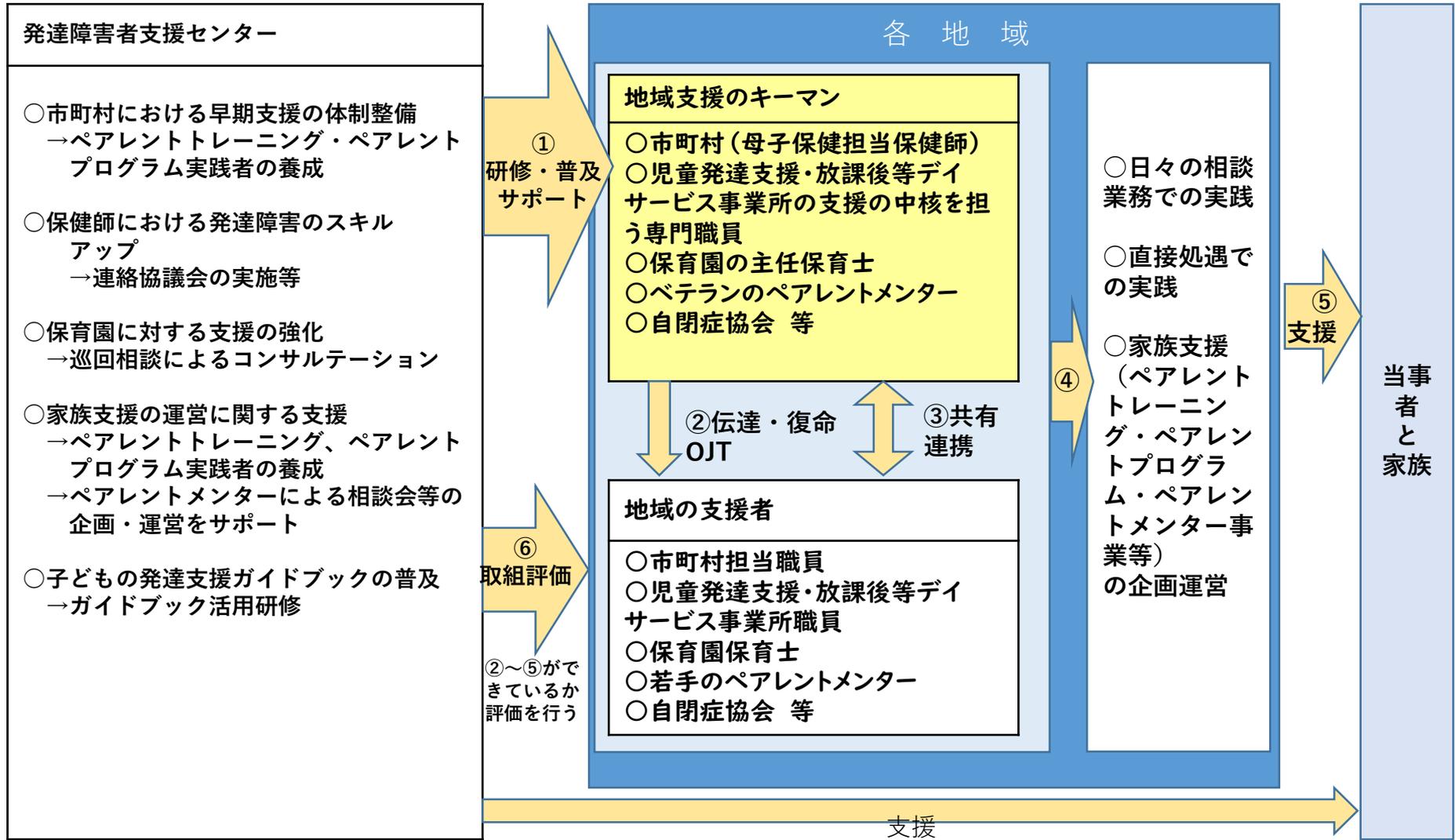
等

発達障害者支援センター

○市町村における早期支援の体制整備
○保健師における発達障害のスキルアップ
○保育園に対する支援の強化
○家族支援の運営に関する支援

○市町村における早期支援の体制整備
○保健師における発達障害のスキルアップ
○保育園に対する支援の強化
○家族支援の運営に関する支援
○子どもの発達支援ガイドブックの普及
○早期支援に係る取組の評価

令和5年度の早期支援の取組について



地域の核となる支援者を育てる「地域支援のキーマンを育成」



地域支援者による「家族支援の波及・定着」

令和5年度の早期支援の取組

早期支援の取組	令和5年度の取組の方向性
市町村における早期支援の体制整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 初診待機解消モデル事業 2 県内共通のアセスメントツールの整理・作成・普及
保健師における発達障害のスキルアップ	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健師の参加を中心とした連絡協議会の実施 2 保健師対象の研修会の開催 3 発達支援ガイドブック活用状況の把握
保育園等に対する支援の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 巡回相談の実施 2 研修会の開催 3 初診待機解消モデル事業での保育園フォロー
家族支援の運営に関する支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 ペアレントメンターによる傾聴事業 →メンターを主導とした事業展開 2 ペアレント・プログラム事業 →希望する市町と開催予定 →受講後の保護者のフォローアップも兼ねた茶話会の企画実施 3 ペアレント・トレーニング事業 →指導者養成研修会の開催 4 市町村が実施する相談会への参加・助言の伝達
子どもの発達支援ガイドブックの普及	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの発達支援ガイドブック活用研修会の開催 2 子どもの発達支援ガイドブックの活用状況の確認

市町村等を巻き込み、協働による開催等の事業展開を図る。

地域支援のキーマンを育成する視点を持った巡回相談や研修等を行う。

地域における早期支援の取組について評価を行う。